

広告事業公募型指名競争入札取扱要領

平成18年9月7日市政推進室長決裁

最近改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市が実施する広告事業において、指名競争入札により契約の相手方を決定するに当たり、あらかじめ入札参加を希望する者を募集し、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式（以下「公募型指名方式」という。）による場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第2条 札幌市が実施する広告事業のうち、公募型指名方式により契約の相手方を決定するもの（以下「対象事業等」という。）は、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第18条に規定する被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）が対象事業等（案）及び入札条件（案）を作成し、対象事業等を所管する局長等が決定する。

(入札参加申請の受付期間)

第3条 入札参加申請の受付期限は、第4条による公開の日を除き5日以上の日とする。

(公開する事項)

第4条 公募型指名方式により入札を行うときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公開しなければならない。

- (1) 募集の内容
- (2) 広告事業を行う課(所)名及び場所
- (3) 広告媒体の名称
- (4) 入札参加条件
- (5) 入札説明書の交付場所
- (6) 入札参加申請の受付期限及び受付場所
- (7) 指名されなかった場合は、その理由の説明を求めることができる旨
- (8) その他必要と認める事項

2 前項の規定による公開は、様式1により行うものとする。

(入札の参加申請)

第5条 公募型指名方式による入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）には、第3条で指定した日までに、次の各号に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出させなければならない。

- (1) 広告事業公募型指名競争入札参加申請書（様式2）
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札の参加申請をさせることができない。
- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者
 - (2) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている者
 - (3) 入札参加条件を満たさない者
 - (4) 同一の入札に事業協同組合等の組合と当該組合の構成員が参加を希望した場合
- 3 前項の規定にかかわらず、民間事業者との直接契約により、その者の広告を広告媒体に掲載する方式により広告事業を実施する場合にあっては、同項第1号に掲げる者であっても入札の参加申請をさせることができる。この場合にあっては、広告事業公募型指名競争入札参加申請書に併せ申出書（様式3）、その他必要な書類を提出させなければならない。

（指名業者の選定）

第6条 指名業者の選定は、指名委員会が指名基準等に基づいて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は指名しない。
- (1) 申請書等の提出のない者
 - (2) 申請書等に虚偽の記載をした者

（入札の中止等）

第7条 入札参加条件を満たした申請者が2者以上ない場合又は指名する者が2者以上ない場合その他、中止又は取り消すことに合理的理由があるときは、当該公募型指名方式は中止する。

（理由の説明）

- 第8条 入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名されなかった者が、市長が指定する日までに、その理由について説明を求めた場合は、書面により受け付けるものとする。
- 2 前項の規定による説明を求められた場合は、非指名理由説明書（様式4）により回答するものとする。
- 3 前項の回答を行う場合は、あらかじめ指名委員会の議を経なければならない。

（実施細目）

第9条 この要領の実施について必要な事項は、総務局長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成18年9月7日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成26年11月20日から施行する。
- 2 改正後の広告事業公募型指名競争入札取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に告示した入札について適用する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。